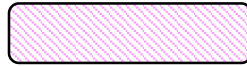
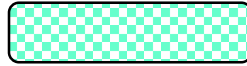


# 申請方法及び添付書類などについて



申請者が提出する書類



町から通知する書類

## 補助金交付申請書（様式第1号）

※太陽光発電設備の申請。

※用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

※申請から補助金交付までに必要な全ての書類は総務課（役場本庁舎5階）に提出すること。  
※郵送での提出は原則不可とする。  
※申請書や実績報告書等の記載内容を訂正する場合は、訂正印を押印すること。

※添付書類（※用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。）

(1) 発電設備の仕様書。（※補助要件が確認できるもの。）

※別紙を参照 『補助要件及び補助金額について』

(2) 発電設備設置に係る費用の内訳が記載された見積書又は契約書の写し。

(3) 設置予定場所の案内図。（※設備を設置する建物の場所。）

(4) その他町長が必要と認めるもの。

## 補助金交付申請書（様式第2号）

※高効率給湯器設備の申請。

※用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

※申請から補助金交付までに必要な全ての書類は総務課（役場本庁舎5階）に提出すること。  
※郵送での提出は原則不可とする。  
※申請書や実績報告書等の記載内容を訂正する場合は、訂正印を押印すること。

※添付書類（※用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。）

(1) 給湯器の仕様書。（※補助要件が確認できるもの。）

※別紙を参照 『補助要件及び補助金額について』

(2) 給湯器設置に係る費用の内訳が記載された見積書又は契約書の写し。

(3) 設置予定場所の案内図。（※設備を設置する建物の場所。）

(4) その他町長が必要と認めるもの。

補助対象者の条件確認及び申請書類の審査

※補助対象者の条件及び補助対象設備の要件を満たしていない場合は、申請を取り消す。

※書類の不備があれば申請者へ連絡し、必要書類の提出を求める。

補助金交付決定通知書（様式第3号）

工事着工又は  
建物引渡

※交付決定通知を受けた後、工事の着工又は建物の引渡を受けなければならない。  
※補助金交付申請書は、工事の着工前又は建物の引渡前に期日の余裕をもって提出すること。

※変更が生じたら…

変更等承認申請書（様式第4号）

※用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

補助事業変更等承認通知書（様式第5号）

工事完成又は  
建物引渡

※工事は、交付決定日から既築建物では3ヶ月以内、新築建物では6ヶ月以内、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに完成させること。  
※建売住宅の場合は、交付決定日から、3ヶ月以内、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに引渡を受けること。

**実績報告書（様式第6号）**  
**※太陽光発電設備の実績報告。**  
※用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

※実績報告書は、補助事業が完了した日から  
30日以内又は当該年度の3月31日のい  
ずれか早い日までに提出すること。  
※郵送での提出は原則不可とする。

※添付書類（※用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。）

（1）補助事業の実施状況を示す写真。（※カラー写真、カラー印刷とする。）

①太陽電池モジュールが搭載された建物の全景写真。

※外観から太陽電池モジュールの設置が確認できるもの。

※居住する住宅以外に太陽電池モジュールを設置した場合、居住する住宅の写真も併せて提出すること。

②設置された太陽電池モジュール全ての枚数が明確に確認できる写真。

※太陽電池モジュールの写真が複数枚となる場合、お互いの写真の位置関係がわかること。

※屋根の形状によって、いくつもの面に太陽電池モジュールを設置した場合、それらのすべての面を撮影すること。

※設置面や建物の都合上、太陽電池モジュールの全枚数の写真撮影が不可能な場合、太陽電池の割付図も添付すること。

③設置されたパワーコンディショナの写真。

※全景及びメーカー名及び品名及び型式番号及び定格出力等が明確に確認できるもの。

④設置された買電電力量計及び売電電力量計の写真。

（2）補助事業の実施に係る領収書の写し。

※太陽光発電設備の設置費用とわかるもの。

（3）電力会社との受給契約書の写し又は受給契約申込書の写し。

※ただし、受給契約申込書の写しは、申請者本人が申し、受付番号等が明記され電力会社が承諾したことが確認できるもの。

（4）電力会社が発行する検針票（購入電力量のお知らせ）の写し。

※ただし、受給契約書の写しが提出できる場合は省略できる。

（5）竣工検査の試験記録書の写し。

※メーカーが発行する出力対比表の写しでも可。

（6）その他町長が必要と認めるもの。

**実績報告書（様式第7号）**  
※高効率給湯器設備の実績報告。  
※用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

※実績報告書は、補助事業が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出すること。  
※郵送での提出は原則不可とする。

※添付書類（※用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。）

（1）補助事業の実施状況を示す写真。（※カラー写真、カラー印刷とする。）

①給湯器が設置された建物の全景写真。

※外観から給湯器の設置が確認できるもの。

②設置された給湯器の全景写真。

③設置された給湯器のメーカー名及び品名及び型式番号等が明確に確認できる写真。

（2）補助事業の実施に係る領収書の写し。

※高効率給湯器の設置費用とわかるもの。

（3）その他町長が必要と認めるもの。

実績報告書の審査及び必要に応じた現地調査

※補助対象者の条件及び補助対象設備の要件を満たしていない場合は、申請を取り消す。  
※書類の不備があれば申請者へ連絡し、必要書類の提出を求める。

**確定通知書（様式第8号）**

※実績報告書類の審査を行い、不備がなければ概ね14日以内に「補助金交付確定通知書」を

**補助金交付請求書（様式第9号）**

※日付は記入しないこと。  
※用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

※補助金振込先の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義は間違いのないように良く確認すること。

※郵送での提出は原則不可とする。

※請求書は、実績報告書と同時に提出してもかまわない。

補助金の支払（金融機関への口座振り込み）

※補助金の振り込みは、「補助金交付確定通知書」の送付後、概ね14日以内。  
なお、振込人名は「ミナカミマチカイケイ